

公益社団法人銚田市シルバー人材センター
会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人銚田市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会 費 の 額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、別表のとおりとする。ただし、病気等の理由により、理事会で承認を得た場合には、減免又は免除することができる。

(納 入 期 日)

第3条 会費は、毎年1回6月末日までに納入するものとする。ただし、賛助会員にあっては、理事会に納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

2 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、理事会において入会を承認された日から、30日以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の10%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表

種 類	会 費 の 額 (年額)	備 考
正 会 員	2, 0 0 0 円	
特 別 会 員	2, 0 0 0 円	
賛 助 会 員	一口 2, 0 0 0 円	二口以上